12章　業務委託・請負・準委任　　第Ⅳ部　類型

業務委託契約の条項が取適法のどの禁止行為に触れるか

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　どういう場面か：取適法の対象になる取引

取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律。旧下請法）は、委託する側に、発注内容の明示、60日以内の支払期日の設定などの義務を課し、受領拒否、支払遅延、買いたたき、不当なやり直しなど11の行為を禁じています（注1）。取適法の全体は、別稿「取適法（旧下請法）の適用範囲と4つの義務・11の禁止行為」が扱います。

本稿は、これを業務委託契約書の側から見ます。**取適法は「守るべき手続」として語られがちですが、契約条項の側から見ると「書いてはいけない条項の一覧」でもあります。**禁止行為は、中小受託事業者の了解を得ていても、委託事業者に違法性の意識がなくても、規定に触れれば違反になります（注1）。契約書に書いて合意しておけば足りる、ということにはなりません。

業務委託で問題になるのは、主に情報成果物作成委託と役務提供委託です。プログラム、デザイン、映像、文書などの作成を委託するのが情報成果物作成委託、他者に提供する役務の提供を委託するのが役務提供委託です（注2）。役務提供委託は、事業者が他者に提供する役務の委託に限られ、自ら用いる役務の委託は含まれません（注3）。たとえば、ビルメンテナンス業者が、請け負ったメンテナンスの一部である清掃を清掃業者に委託するのは対象ですが、工作機械メーカーが自社工場の清掃の一部を委託するのは対象外です（注3）。一般の会社が自社の業務を外部に出す一段目より、受託者がそれを再委託する二段目のほうが対象になりやすいことは、別稿「再委託の可否と責任」で扱いました。

これに、資本金と従業員数の基準が重なります。情報成果物作成委託（プログラムの作成を除く）と役務提供委託（運送、物品の倉庫での保管、情報処理を除く）では、資本金5千万円を超える法人が資本金5千万円以下の法人または個人に委託する場合、資本金1千万円を超え5千万円以下の法人が資本金1千万円以下の法人または個人に委託する場合、従業員100人を超える法人が従業員100人以下の事業者に委託する場合が対象です。プログラムの作成の委託と、運送、物品の倉庫での保管、情報処理の委託では、この5千万円が3億円に、100人が300人になります（注4）。製造委託と取適法の関係は、別稿「製造委託と取適法」で扱いました。

二　何を見るか：条項ごとに、どの禁止行為に触れるか

1　支払期日60日超：支払遅延

代金の支払期日は、検査をするかどうかを問わず、給付を受領した日（役務提供委託では役務の提供を受けた日）から起算して60日以内の、できる限り短い期間内で定めなければなりません（注5）。60日を超えて定めると、受領日から60日を経過した日の前日が支払期日とみなされ、その日までに支払わなければ支払遅延になります（注6）。手形の交付や、支払期日までに現金化が困難な支払手段の使用も、支払遅延に含まれます（注7）。

業務委託の契約書で引っかかりやすいのは、次の3つです。

- 検収後払い。検収を締めの基準にするときは、検査に要する期間を見込んだ支払制度にする必要があります（注8）。プログラムの検査に3か月を要したため、代金が納入後60日を超えて支払われていたことは、違反行為事例です（注9）
- 上流の入金連動。ユーザーからの入金が遅れていることを理由に、定めた支払期日に支払わないことも、違反行為事例です（注9）
- 継続的な役務の月締め。役務提供委託は、個々の役務ごとに支払期日を設けるのが原則です。連続して提供される同種の役務で、月単位の締切対象期間の末日までの役務に対して支払うことを中小受託事業者と協議のうえあらかじめ合意し、そのことと、その期間の代金の額（算定方法でもよい）を明示していれば、締切対象期間の末日に役務が提供されたものとして扱えます（注10）

情報成果物では、受領日がいつかも問題になります。電子メールで受け取って自社が使うハードディスクに記録したときなど、情報成果物を自己の支配下に置いた時が受領です。作成の途中で、作成内容の確認や今後の作業の指示のために一時的に支配下に置く場合は、一定の水準を満たしていることを確認した時点で受領したとする合意をあらかじめしておけば、支配下に置いた日を起算日にしないことができます。ただし、明示された納期に支配下にあれ

ば、確認が終わっていなくても納期に受領したものとされます（注11）。

2　検収基準が曖昧：受領拒否・返品

受領拒否と返品は、役務提供委託には適用されません（注12）。情報成果物作成委託には適用されます。

中小受託事業者の給付の受領を拒めるのは、給付の内容が明示された委託内容と異なる場合などに限られます。委託内容が明示されていなかったり、検査基準が明確でなかったりして、委託内容と異なることが明らかでない場合は、受領を拒めません。発注後に検査基準を恣意的に厳しくした場合も同じです（注13）。仕様の変更を理由に、当初の仕様で開発されたプログラムを受領しないことは、違反行為事例です（注14）。

委託内容と検収基準がはっきりしない契約書では、委託者は、成果物が委託内容と違うと主張する根拠を持ちにくくなります。検収の条項の書き方は、別稿「成果物と検収」で扱いました。

役務提供委託では受領拒否の規定がない代わりに、契約期間中に「もう必要ない」として、中小受託事業者が要した費用を負担せずに契約を打ち切ることが、不当な給付内容の変更に当たります（注15）。

3　一方的な単価改定：買いたたき・協議に応じない代金決定

単価を委託者が一方的に決めたり改定したりできるとする条項は、2つの禁止行為にかかわります。

一つは買いたたきです。発注に際して、給付の内容と同種または類似の給付に通常支払われる対価に比べて著しく低い代金の額を不当に定めることが禁じられています（注16）。協議が十分に行われたかどうかなどの対価の決定方法、差別的かどうか、通常支払われる対価との乖離、原材料等の価格動向を勘案して判断されます。一律に一定比率で単価を引き下げること、委託事業者の予算単価だけを基準に一方的に低い単価を定めることは、買いたたきに当たるおそれがあります（注17）。

もう一つは、2026年1月1日施行の改正で加わった、協議に応じない一方的な代金決定の禁止です（注18）。費用の変動などが生じて中小受託事業者が代金の額の協議を求めたのに、協議に応じず、または必要な説明や情報の提供をせず、一方的に代金の額を決めて、中小受託事業者の利益を不当に害することが禁じられています（注19）。協議の求めを無視したり、繰り返し先延ばしにしたりすることも、協議に応じないことに当たります。単価を引き上げて計算した見積書を示すことも、協議の求めになります（注20）。

いったん決めた代金を後から減らす条項は、別の禁止行為（代金の減額）にかかわります（注21）。

4　無償の追加作業：不当な経済上の利益の提供要請

業務の範囲を「その他甲が指示する業務」のように広く書き、追加の対価を定めていない条項は、無償の作業を求める入口になります。業務範囲の書き方は、別稿「委託内容の特定：何をどこまでやるのか」で扱いました。

自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させて、中小受託事業者の利益を不当に害することは禁じられています（注22）。名目を問わず、代金の支払とは独立して行われる金銭の提供や作業への労務の提供を含みます（注23）。業務委託の契約書で目立つのは、知的財産権の扱いです。中小受託事業者に発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて無償で譲渡・許諾させることは、不当な経済上の利益の提供要請に当たります（注24）。成果物の権利をすべて委託者に帰属させる条項は、その対価が代金に含まれているかを確かめる必要があります。

5　やり直しの費用負担：不当なやり直し

「乙は、甲の求めに応じて、無償で修正を行う」という条項は、不当な給付内容の変更とやり直しの禁止にかかわります。

中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、給付の内容を変更させたり、受領後にやり直させたりして、中小受託事業者の利益を不当に害することは禁じられています（注25）。委託事業者が費用をまったく負担せずに変更ややり直しをさせられるのは、中小受託事業者の要請による変更の場合と、給付の内容が明示された委託内容と異なる場合などに限られます（注26）。次の場合は、委託内容と違うことを理由にしても、費用の全額を負担せずにやり直しを求めることはできません（注27）。

- 中小受託事業者から委託内容を明確にするよう求められたのに、正当な理由なく仕様を明確にしなかった場合
- 中小受託事業者の提案を委託事業者が了承し、その内容で作業したのに、委託内容と異なるとする場合
- 検査基準を恣意的に厳しくした場合
- 直ちに発見できない不適合について、受領後1年を経過した場合（委託事業者の顧客への保証期間が1年を超え、それに応じた保証期間を定めている場合を除く）

契約不適合責任の期間を「受領後3年」と長く定めても、顧客に対する保証期間が1年を超えないのであれば、費用を負担せずにやり直しを求められるのは受領後1年までです（注28）。

やり直しが起きるいちばん大きな原因は、契約の時点で、委託する役務の具体的な内容や、提供された役務の評価基準について、当事者の認識が一致していないことです。受託者がある程度作業をした後でなければ内容を確定できない業務では、いつの時点で内容を確定するか、どの程度のやり直しなら当初の代金に含まれるかを、あらかじめ決めておく必要があります。試作をした後でなければ仕様が決まらない場合も、試作品のやり直しを想定して、そ

の費用を当初の対価に含めるのか追加で負担するのかを適切に定めておけば、やり直しの要請は優越的地位の濫用（四で触れます）の問題になりません（注29）。

6　対応表

契約書の条項	触れる禁止行為	確かめること
検収後○日払い、上流の入金後払い	支払遅延（5条1項2号）	受領日・役務提供日から60日以内か。検査期間を見込んでいるか
検収基準を定めない検収条項	受領拒否（5条1項1号）。役務提供委託は不当な給付内容の変更	委託内容と検査基準が明示されているか
委託者が単価を決定・改定できる条項	買いたたき（5条1項5号）、協議に応じない代金決定（5条2項4号）	協議の手続があるか
「その他甲が指示する業務」、成果物の権利の無償帰属	不当な経済上の利益の提供要請（5条2項2号）	追加作業・権利の対価が定められているか
無償修正・無償やり直しの条項	不当な給付内容の変更・やり直し（5条2項3号）	中小受託事業者の責めに帰すべき場合に限っているか。期間は受領後1年以内か

三　直し方

委託者の側で取適法が適用される取引なら、二の6の表のうち該当する条項は、法律に触れない形に直すほかありません。直し方の方向は、どれも「委託者が一方的に決める」部分に、手続と費用負担を書き足すことです。

> 第○条（委託料の支払）　甲は、本件業務の委託料を、乙から成果物を受領した日（役務の提供を委託した場合は、乙から役務の提供を受けた日）から起算して60日以内で別紙に定める支払期日に、乙の指定する銀行口座に振り込んで支払う。
> 第○条（仕様の変更・追加作業）　甲は、本件業務の内容を変更し、又は本件業務に含まれない作業を乙に依頼するときは、あらかじめ乙と協議し、変更後の内容、納期及び委託料を書面又は電子メールにより乙に明示する。
> 2　前項の変更、依頼の取消し又は乙の責めに帰すべき事由によらない作業のやり直しによって乙に生じた費用は、甲が負担する。
> 第○条（委託料の見直し）　乙は、労務費、原材料価格その他の費用の変動その他の事情により委託料の見直しが必要と認めるときは、甲に対し委託料の額に関する協議を求めることができる。甲は、協議の求めに応じ、乙の求めた事項について必要な説明及び情報の提供を行う。

支払期日は、検収の期間を見込んで決めます。検収に時間がかかる業務なら、検収期間を契約で短く定めるか、受領日から60日以内に検収が終わらなくても支払う仕組みにします。

四　相手方への説明のしかた：「取適法違反です」と言えるか

受託者の側から修正を求めるとき、「取適法違反です」と言えるかどうかは、取適法が適用される取引かどうかで決まります。適用されるかは、取引の類型（自ら用いる役務の委託ではないか）と、双方の資本金・従業員数で決まります（注4）。この2点を確かめないまま違反を指摘すると、適用がないと返されて話が終わります。

取適法が適用されない取引でも、独占禁止法の優越的地位の濫用の問題は残ります。取引上優越した地位にある委託者が、受託者に生じる費用の増加を考慮しないなどして著しく低い対価を定めること（注30）や、委託の時点で明確になっていなかった内容について、成果物を受け取った後に費用を負担せずにやり直しを求めること（注29）は、正常な商慣習に照らして不当に受託者に不利益を与えるものとして違法になりえます。ただ、こちらは取引上の優越的地位があるかどうかが要件になるので、資本金と取引の類型で機械的に決まる取適法のようには、はっきり言い切れません。

適用が確かめられれば、指摘ははっきり言えます。取適法の禁止行為は、中小受託事業者が了解していても違反になるので（注1）、支払期日と受領拒否にかかわる条項について「御社との合意で決めた条件だから」という返答は理由になりません。追加作業や無償修正の条項（二の4・二の5）は、中小受託事業者の利益を不当に害するかどうかで判断されるので、作業の範囲と対価の関係を具体的に示して求めます。委託者の法務担当者にとっても、自社が取適法違反の契約書を使い続けることは避けたいはずなので、法律を根拠にした修正は受け入れられやすいと考えられます。

受託者が従業員を使用しない個人や、代表者のほかに役員がおらず従業員も使用しない法人であれば、資本金の基準と関係なく、フリーランス法の禁止事項がかかることがあります。特定業務委託事業者が1か月以上の期間の業務委託をする場合には、受領拒否、報酬の減額、返品、買いたたき、購入・利用の強制、不当な経済上の利益の提供、不当な給付内容の変更・やり直しが禁じられています。役務の提供の委託では、取適法と同じく受領拒否と返品は除かれます（注31）。

五　どこまで直すか

委託者の側では、取適法が適用される取引なら、二の6の表の条項は全部見直します。禁止行為につながる条項を、交渉の材料として残しておく理由はありません。

受託者の側で、全部を一度に求めにくいときは、支払期日と追加作業の対価を先に求めます。支払期日は条文で60

日と決まっていて争いの余地が小さく、追加作業の対価は、業務が始まってから問題になりやすいところだからです。単価の決め方と、やり直しの費用負担は、協議の手続を入れるところから始めます。

参考文献等

（注1）公正取引委員会・中小企業庁「中小受託取引適正化法テキスト」（令和7年11月）36頁・56頁

（注2）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律2条3項・4項・7項

（注3）前掲注1・15〜16頁

（注4）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律2条8項・9項。阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）172頁の図2-2

（注5）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律3条1項

（注6）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律3条2項。前掲注1・61頁

（注7）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律5条1項2号

（注8）前掲注1・62頁

（注9）前掲注1・70〜71頁

（注10）前掲注1・63頁

（注11）前掲注1・62〜63頁

（注12）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律5条1項柱書

（注13）前掲注1・57頁

（注14）前掲注1・60頁

（注15）前掲注1・58頁

（注16）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律5条1項5号

（注17）前掲注1・86頁

（注18）前掲注1・1頁

（注19）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律5条2項4号

（注20）前掲注1・112頁

（注21）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律5条1項3号

（注22）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律5条2項2号

（注23）前掲注1・99頁

（注24）前掲注1・100頁

（注25）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律5条2項3号

（注26）前掲注1・106〜107頁

（注27）前掲注1・107頁

（注28）前掲注1・108頁

（注29）波光巖＝横田直和『Q&A 業務委託・企業間取引における法律と実務――下請法、独占禁止法、不正競争防止法、役務委託取引、大規模小売業・運送業・建設業・フリーランスにおける委託』（日本加除出版、2019）151〜152頁

（注30）前掲注29・148頁

（注31）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律5条。前掲注4・179〜180頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/gyomu-itaku-toriteki-kinshi-koi/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「業務委託契約の条項が取適法のどの禁止行為に触れるか」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。